

古代出雲歴史博物館所蔵「信濃守為忠請文案」「佐波幸連請文案」について —応永年間の出雲守護京極氏と国人—

伊藤大貴

はじめに

古代出雲歴史博物館には、室町期の国人領主による請文案一点が所蔵されている。いずれも応永二十二（一四一五）年十一月に提出された請文案であり、内容構成も酷似している点が特徴的である。後述するように、これら請文案一点は国人領主から、出雲守護京極氏に対し差し出されたものであり、室町期の守護京極氏と国人領主との関係をみると、若干の考察を行いたい。

（一）文書の概要

まず、両史料の概要を確認しておきたい。一点目は応永二十二年十一月六日付の請文案である。以下の署判には「信濃守為忠」とあるが、「判」と記されており、この文書が正文ではなく案文であることを示している。宛所は「御奉行所」とある。次の二点目は応永二十二年十一月七日付の請文案で以下の署判には「佐波左衛門尉幸連」とある。二点目も同じく「判」と記されており、案文であることがわかる。また、宛所も一点目と同じく「御奉行所」である。なお、二点とも軸装されている。

（二）返付された荘郷と差出人について

続いて本文内容の構成をみていく。二点とも、本文の最初は「請負申条々之事」で始まっている。本文は三カ条で構成されている。大まかな構成内容は次のとおりである。

- ①荘郷の返付とそれに伴う年貢納入、未進分の皆済の誓約
- ②「御屋形様」への忠節と在京奉公等諸役の勤仕

古代出雲歴史博物館所蔵「信濃守為忠請文案」「佐波幸連請文案」について
—応永年間の出雲守護京極氏と国人—

③誓約内容に違反した場合には罪科に処されることを認める

①については、後で詳しくみていくように、返付された荘郷また年貢納入額や未進額などはそれぞれ異なっているが、その他の②・③は、一部の字句の異同を除くと、ほぼ同一の文章で共通している。問題となるのは、誰にに対して提出した請文案であるのかということだが、②にある「御屋形様」への忠節という文言を踏まえると、差出人よりも上部に位置している者に宛てたことが明らかである。この場合、出雲国内の荘郷を返付することが可能な人物は守護京極氏が当てはまる（当時の守護は京極吉童子「のち持高」）。

以上より、二点は守護京極氏に対して差し出された請文の案文であり、いずれも守護から荘郷を返付したことに対する返付されたことに対する年貢納入や未進分の皆済、守護に対する忠節などを誓約する内容であることを確認した。次にそれぞれの請文案で返付されている荘郷、差出人の詳細について検討していく（以下、一点目を応永二十二年十一月六日「信濃守為忠請文案」、二点目を応永二十二年十一月七日「佐波幸連請文案」と呼称する）。

いきたい。

①応永二十二年十一月六日「信濃守為忠請文案」

まず、三所郷については、出雲国仁多郡に位置する。南北朝期に入ると、南朝によって鰐淵寺南院に地頭職が寄進されており、鰐淵寺の頼源が当郷地頭として活動している。⁽¹⁾また、興国元(一三四〇)年八月と正平十二(一三五七)年六月にも、南朝の後村上天皇によって頼源の地頭職を安堵する綸旨が発給されているが、⁽²⁾原慶三氏によれば、その後は国人の三沢氏が獲得したという。⁽³⁾

本文中に「連々依訴訟申、返給候也」とあることから、信濃守為忠は守護京極氏から三所郷を返付されたり、三所郷を一時に京極氏が没収していたことがうかがえる。さらに三所郷内にある妙喜庵の年貢を懈怠なく納入すること、未進分の年貢八百貫を皆済することを守護京極氏に対して誓約している。このように、「妙喜庵」の詳細は不明だが、信濃守為忠による三所郷の領有に一定の留保が設けられていることから、三所郷内には守護側の権益が存在していたのである。

次に差出人「信濃守為忠」について確認したい。この人物については、姓が記されていないが、前述した原氏の指摘によると、三所郷は三沢氏が所領として保有していたという。三沢氏の本拠地である仁多郡内の神社に残された棟札によると、例えは、応永三十五(一四二八)年の造営時の願主として「惣地頭信濃守為忠」が確認できるよう⁽⁴⁾に、ほぼ同時代の三沢氏に信濃守為忠を名乗る人物が存在したことがわかる。『三沢家譜』には、十八代目当主として「為忠 三澤信濃守 法名覚了」⁽⁵⁾とあるが、応永二十九(一四二二)年の坪付注文(総光寺文書)には「覚了」と「為忠」が署判している。同じく総光寺文書にある「三澤殿御先祖次第」なども踏まえた原氏の指摘によると、為忠は三沢氏惣領・覚了の子にあたるという。⁽⁶⁾以上の点を踏まえると、①の「信濃守為忠」については三沢氏のことを指しておらず、①は三沢為忠による請文の案文と考えられよう。

②応永二十二年十一月七日「佐波幸連請文案」

二点目の請文案に登場する来島庄については、出雲国飯石郡に位置する。中世前期には地頭・来島氏の活動がみられるが、南北朝内乱を経て来島氏の動向は確認できなくなる。⁽⁷⁾その後、十六世紀になると石見国人・佐波氏の勢力が及んでいたが、室町期における領有関係は不明であった。

来島庄については「連々依訴訟申、一同安堵」とあり、①とは若干文言が異なる。ただし、「如元此所お可被召放候」とあることから、①と同様に守護京極氏によって一時に収公されており、この時返付されたものとみられる。また、守護京極氏宛てに年貢納入する義務があり、①と同じく来島庄内には守護京極氏の権益が存在していたと思われる。①と文言が異なり、「安堵」という表現がなされている点は留意しなければならないが、判断材料が乏しい。佐波氏の本領の一部である可能性、また推測の域を出ないが、守護京極氏から佐波氏に所領として給付されている可能性もある。また、来島氏が史料上にみえなくなった後の来島庄周辺では佐波氏の活動が確認できるようになるが、少なくともそれは守護京極氏時代の応永年間にまでさかのぼることが指摘できる。なお、来島庄の年貢は漆が進上されており、室町期の来島庄における生業を考えるうえで興味深い点である。

続いて二点目の差出人である「佐波左衛門尉幸連」について確認したい。②の場合、差出人の姓が記されており、佐波氏が差し出した請文の案文であることがわかる。佐波氏は、石見国邑智郡佐波郷を本拠地とする国人領主であり、出雲国飯石郡赤穴庄を本拠地とする赤穴氏の惣領家にあたる一族である。赤穴氏の置文に応永十八年頃の惣領として「佐波善四郎左衛門尉幸連」とあるが、この人物のことを指しているだろう。⁽⁸⁾

なお、厳密にいえば、佐波氏は石見国人であるが、赤穴庄をはじめとして出雲国内にも権益を有していた。その中にあって出雲守護京極氏との間で関係を取り持つ

たのである。ただし、佐波氏の場合は三沢氏のような国人とは異なる性格を持ち合わせた領主でもあった。この点については後述する。

(三) 裏花押の存在と文書管理

(一)において、両史料の概要を述べたが、いずれも差出人の署名部分には「判」とあることから、正文ではなく、文書の控えである案文である。一方で①の右側袖部分には、裏花押が存在している。この裏花押は半分のみ残っており、継目部分に据えられたものと考えられる。一部のみ残存しているうえ、裏打ちされており、花押全体の形状はわからないが、武家様花押であろう。また、②の左側にある宛所の下にも裏花押が確認できる。こちらも一部のみ残っており、①と同様に継目部分に据えられたものと推測できる。

前述したように、いずれの史料も若干内容が異なる点もあるが、本文の構成・文言ともに酷似しているうえに、提出先は守護京極氏と共に通しており、差出年月日も一日違っている。両史料の作成と提出に至る背景は共通しているとみてよい。加えて、両史料の継目部分に残された裏花押の存在を踏まえると、これらの裏花押は守護奉行人が据えたものと考えられないか。この請文案一点は国人側に残されたものではなく、何らかの理由により、守護京極氏の下で作成されたものであろう。現在の両史料は、裁断されて分離しているが、元々は一続きの文書群として守護京極氏の下で管理されていたと思われる。この点については、当該期の守護家における文書管理の一端がうかがえる意味で興味深い。そして、どこかの段階で切り取られて分離した両史料は、偶然にも再び同じ場所で保管されることになったのである。

(四) 請文提出の背景

ここまでみてきたように、①・②の史料には多くの共通点が存在している。日付も一日違いであり、いずれも共通する情勢の下で作成・提出された請文とみてよい

だろう。莊郷の返付を実施した主体は守護側である点などを踏まえると、いずれの史料も国人側の事情というよりも、守護側の何らかの政策の下で莊郷の返付が一斉に実施され、それを受けて請文が作成・提出されたと考えられる。また、二カ条目以降の内容はほぼ同一であり、「御屋形様」(守護京極氏)に対する忠節を誓っている。両史料の内容構成は酷似しており、請文の文案についての基本的な雛型が守護側によって予め用意されていた可能性が考えられる。

しかし、応永二十二年前後の守護京極氏周辺でかかる動きが今のところほかに確認できないため、残念ながらその背景は判然としない。強いて言うならば、②の差出人である佐波幸連は応永十八年の飛騨小路氏討伐戦(飛騨合戦)において守護京極氏の下で軍事動員されたが、恩賞に不満を持ち戦線を離脱している。佐波氏の庶流である赤穴氏の置文によれば、戦線離脱後の佐波一族は「其まゝしか／＼と京極殿へ出事もなくして、たゞ主なしのやうにて候」⁽⁹⁾。守護京極氏の下に出仕しない動きに対して、京極氏側が報復として国人側に給付あるいは安堵していた所領などを収公する動きに出たことは想像に難くない。このように、応永十八年の飛騨小路氏討伐とその後の動きが収公のきっかけになった可能性があるだろう。

また、応永二十二年の守護京極氏は伊勢国司北畠氏討伐に従事しており、その際に軍事動員などを目的で国人との間で関係修復を図ったことも想定されよう。先にみた赤穴氏の置文では応永十八年の飛騨合戦後、宝徳元(一四四九)年の幕府の命を受けた京極・山名両氏による佐波元連討伐まで赤穴氏を含めた佐波一族が守護の下に出仕していないかのようにも読み取れる。しかし、実際には応永二十二年に、佐波一族の一人である佐波正連(沙弥賢栄)は「孫四郎・同こんなうさたすへき事」として「公方さま・守護殿の大事の時、きやうとへのほるへき事候ハヽ、たんせん・五十分一・わうはんハさしさたまりて候」とする置文を記している。⁽¹⁰⁾「守護殿」つまりは守護京極氏に大事が出来た時には京都に上洛すること、そしてその際の段錢などの負担を定めた置文の条文を踏まえると、もちろん史料の残存状

況も考慮しなければならないだろうが、少なくとも応永二十二年の佐波氏周辺では守護京極氏との関係修復に向けた動きが存在していたことは確かだろう。北畠氏討伐に従軍した軍勢は、八月には帰京しており、⁽¹¹⁾ 帰京後の十一月に請文が提出されている点を踏まえると、佐波・三沢両氏が北畠氏討伐戦に従軍した代償として一斉に返付が行われたのではなかろうか。

以上の点はあくまでも推測を重ねたに過ぎず、今後の検討が必要であるが、ひとまず姉小路氏や北畠氏の討伐戦といった情勢を背景とした守護京極氏による対国人政策の存在が、請文提出の背景となつた可能性を指摘しておきたい。⁽¹²⁾

(五) 守護京極氏と国人

本稿において紹介した請文案二点は、当該期の守護と国人の関係を表した史料として重要である。川岡勉氏によれば、明徳の乱後に出雲国守護職を得た京極氏は、分国支配を展開する中で不安定な要素も持ち合わせる一方で国内の領主に対して所領の安堵や給付を通じて、徐々に影響力を拡大していく。⁽¹³⁾ 川岡氏の指摘を踏まえると、これらの史料も守護・国人関係形成過程の一端を示すものといえる。また、(四)で述べたように、一連の動きの背景には守護京極氏による意図的な政策が存在しており、収公と返付といった動きを通じて、守護京極氏が国人に対する影響力を強めていく様子も見て取れる。

守護京極氏と国人の関係上、もう一つ指摘しておきたいのは、②の佐波氏は將軍権力の直轄軍たる奉公衆に列する存在であった点である。⁽¹⁴⁾ ①の三沢氏に比べると、守護に対する独立性を有した国人であるが、本稿で紹介した史料からは佐波氏が一般国人と同様に守護京極氏を「御屋形様」と呼び、在京奉公などを誓約していたことがわかる。もちろん文中にある誓約内容がそのまま履行されて現実の両者の関係に反映されるのかといった点は別の問題であり、応永十八年の飛騨合戦時の佐波氏が恩賞に不満を持ち勝手に戦線を離脱したように、守護と国人の関係がルーズな側

面も持ち合っていたのは確かであるが、佐波氏の請文案の事例は幕府直属国人と守護の関係を考える際に留意しなければならない点であろう。応永十八年の飛騨合戦の際、佐波氏が京極氏の下で従軍していた点は知られているが、平時から両者が関係を形成していた点も軍事動員の背景として参考になりうるのではないか。

加えて奉公衆に連なる国人である佐波氏が守護京極氏と密接な関係を有していた点は、出雲国内における奉公衆と守護権力の関係を考えるうえで興味深い。従来、奉公衆は守護権力に対して独立的かつ守護支配を牽制する存在として理解されてきた。⁽¹⁵⁾ 本来の佐波氏は石見国人ではあるが、石見守護山名氏と関係を有するのではなく、出雲守護京極氏を「御屋形様」と呼び忠節を誓う点は特筆すべき側面であろうし、奉公衆の存在形態を考察するうえでも重要といえよう。今後のさらなる検討が必要な課題である。

おわりに

本稿では古代出雲歴史博物館所蔵の請文案一点を紹介するとともに、若干の考察を加えた。最後にまとめておくと、まず(一)では請文案二点が守護京極氏に対して差し出されたものであり、守護側から莊郷を返付されたことに対する年貢納入や未進分の皆済、守護への忠節や在京奉公など諸役勤仕等を誓約した内容であることを確認した。(二)では返付された莊郷、差出人について検討したが、姓不明の「信濃守為忠」については三沢氏であることを指摘した。(三)では裏花押の存在と守護側による文書管理について考察し、(四)では請文案二点に共通する要素が多いことを指摘したうえで守護京極氏による対国人政策の一環で莊郷が一斉に返付されたことが、請文提出の背景になったのではないかとの見方を示した。最後の(五)では守護京極氏と国人の関係について、特に幕府に直属する国人であるはずの佐波氏が守護京極氏と密接な関係を有していたとみられる点を述べた。

明徳の乱後に出雲に入部した守護京極氏は分国支配を展開する中で、国人に対し

て所領安堵や給付を実施して関係を取り結んだことが指摘されているが、本史料は

その一端を示すものといえる。本稿での考察は推測を重ねた点が多く、今後改めて検討していく課題が残されているが、いずれにせよ、本史料の存在は室町期の守護京極氏と国人の関係を考察するうえで様々な示唆を与えてくれるものといえよう。

預御罪科、仍状如件

応永廿二年十一月六日 信濃守為忠判

御奉行所

②応永二十二年十一月七日「佐波幸連請文案」

【凡例】

一、本文は原文どおり改行し、適宜読点を付した。

一、本文のうち、誤りのある文字については横に訂正した文字を付した。

①応永二十二年十一月六日「信濃守為忠請文案」

請負申条々事

一、来嶋庄事、連々依訴訟申一同安堵
仕之条畏入候、但此間歲々御年貢未進

分漆百余貫にて候哉、遂結懈候解て自当年

未歲至西歲參ヶ年〔悉未進分可皆濟

申候、若無沙汰候者如元此所お可被召放候
一、於奉公者不斷在京仕、御共使等役無等
閑可勤仕申候

一、御屋形様御事、代々致忠節候上於向後
聊不可存不忠無式之志存涯分不可

有疎略候、如此申上候于万一雖為一事
相違之儀候者可預御罪科、仍請文之狀如件

一、於奉公者令不斷在京、御共使等役無
若無沙汰候者此所可被差上候

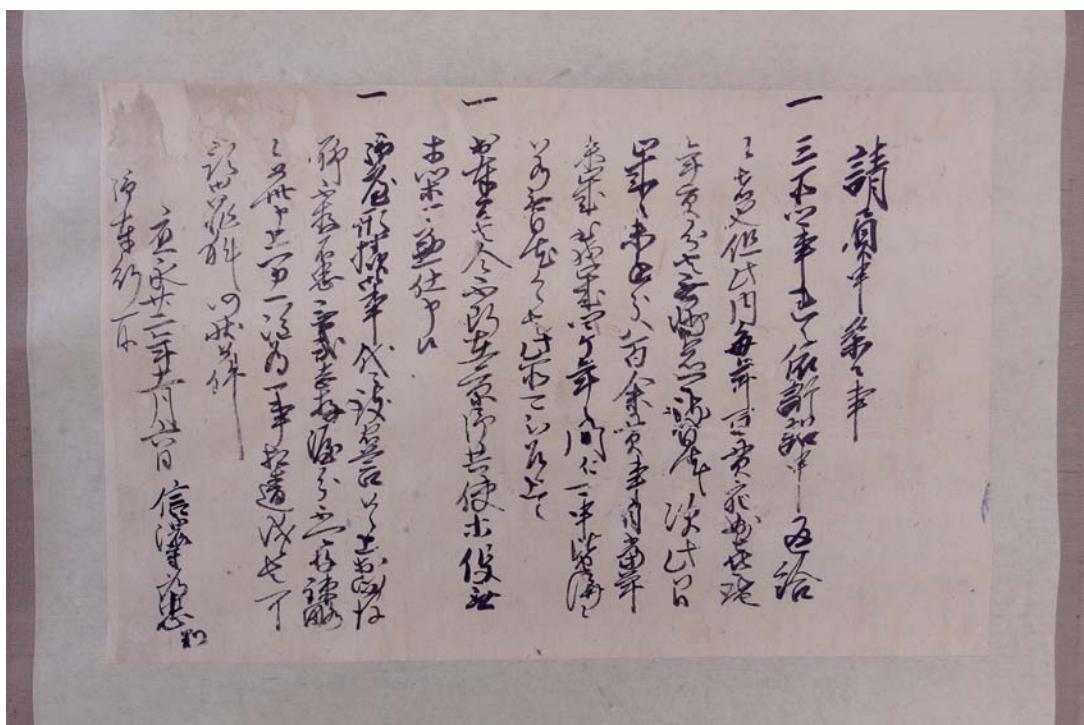
一、御屋形様御事、代々致忠節候上於向後
等閑可勤仕申候

一、御屋形様御事、代々致忠節候上於向後
聊不存不忠無式志存涯分不可存疎略
候、如此申上万一雖為一事相違儀候者可

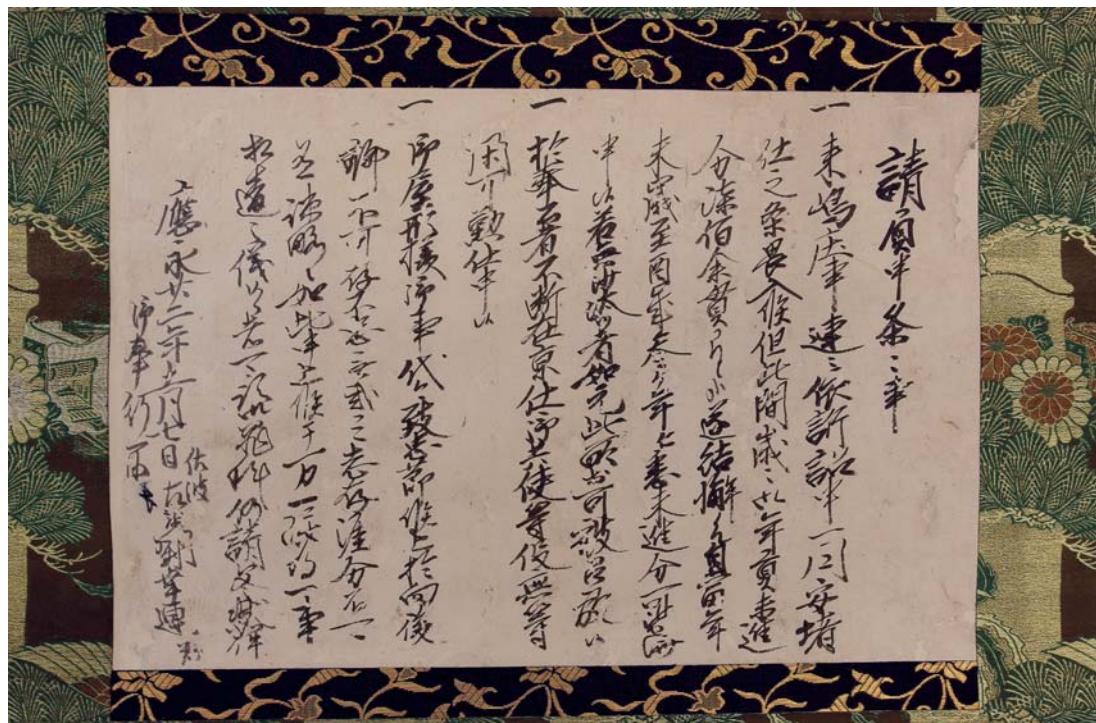
註

- (1) 建武三年正月十五日「後醍醐天皇綸旨」(『南北朝遺文中四国編』一二二三号)、同年五月十日「頼源寄進状写」(『南北朝遺文中四国編』三五六六号)。
- (2) 興國元年八月二十三日「後村上天皇綸旨」(『南北朝遺文中四国編』九九三号)、正平十二年六月八日「後村上天皇綸旨」(『南北朝遺文中四国編』二八九七号)。
- (3) 原慶三「応仁・文明の乱と尼子氏—文書の声を聴く—」(『松江市史研究』二号、二〇一一年)。
- (4) 三澤村三澤神社「応永三十五年十月棟札銘」(神社史料三〇『社寺宝物文書目録』仁多郡、二〇一二)、二〇一四年度科学研究費補助金基盤研究(C)研究成果報告書『中世山陰地域を中心とする棟札の研究』研究代表者長谷川博史、二〇一五年、三三二頁)。
- (5) 『三沢家譜』(東京大学史料編纂所蔵写本、請求番号二〇七五一四)、応永二十九年八月十日「坪付注文」(『新修島根県史史料編一』「総光寺文書」)。
- (6) 前掲注(3)原論文。
- (7) 「来島庄」(平凡社地方資料センター編『島根県の地名』平凡社、一九九五年)。
- (8) 永正二年七月十四日「赤穴久清置文」(東京大学史料編纂所所蔵「中川四郎氏所蔵文書」)。
- (9) 前掲注(8)「赤穴久清置文」。
- (10) 応永二十二年四月五日「佐波正連(沙弥賢栄)置文」(東京大学史料編纂所所蔵「中川四郎氏所蔵文書」)。
- (11) 諸大名の軍勢が帰京した記事については、『満済准后日記』応永二十二年八月十八日条など。また、『寺門事条々聞書』同年六月十九日条によれば、京極氏を含めた諸大名の軍勢は「四月中旬比」に近江から発向したという。また、『満済准后日記』同年五月二十四日条には「自多氣引足ニ京極勢數輩被討由注進」とあり、伊勢国多氣郡から引き上げる際、京極勢の中敵に討たれた者が
- (12) なお、応永二十年八月に京極高光が死去しており、当時の守護京極吉童子は幼少であった。一連の莊郷返付と請文提出については、高光死去に伴う京極氏の家督交代とも何らかの関係があるかもしれないが、今後の課題とせざるを得ない。
- (13) 松江市史編集委員会編『松江市史通史編一中世』(松江市、二〇一六年、二六三)、二八〇頁、川岡勉執筆)。
- (14) 文安年中の番帳には、奉公衆一番衆として「佐波善四郎左衛門尉」がみえる(年月日未詳「幕府番帳案」『蜷川家文書』三〇号など)。
- (15) 三沢氏についても守護に対する独立的志向性が評価される一方で、近年では三刀屋氏や赤穴氏など他の出雲国人と同様に守護と深い関係にあった側面も指摘されている。室町・戦国期の三沢氏については、長谷川博史「戦国期出雲国における大名領国の形成過程」(『戦国大名尼子氏の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年)、前掲注(3)原論文参照。
- (16) 佐藤進一「室町幕府論」(『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出一九六三年)、福田豊彦「室町幕府の奉公衆(一)」(『室町幕府と国人一揆』吉川弘文館、一九九五年、初出一九七一年)など。

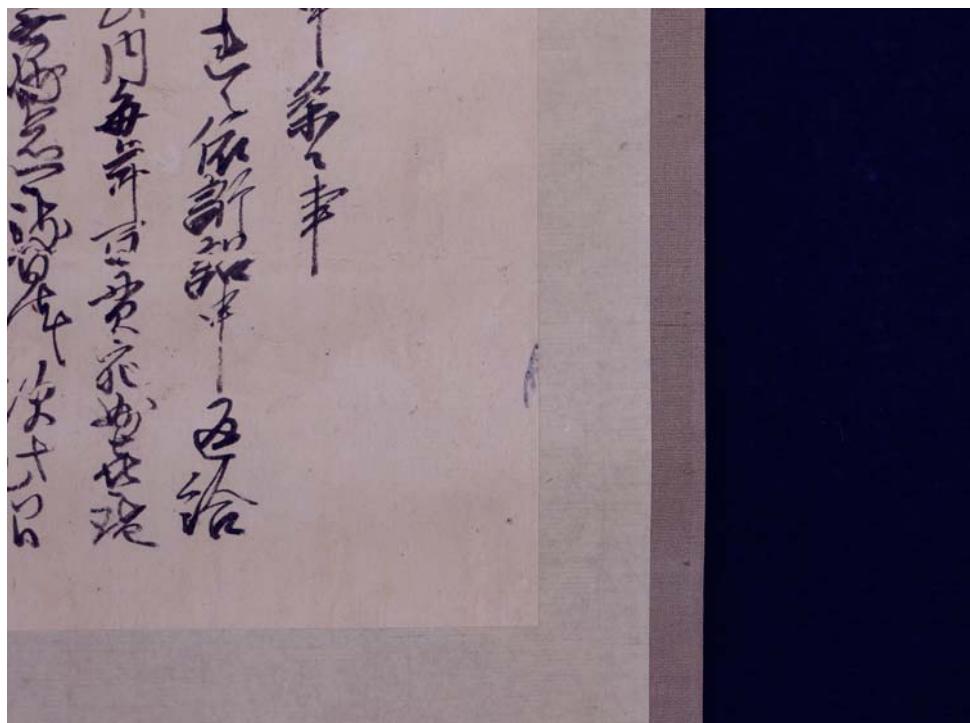
複数いたという。



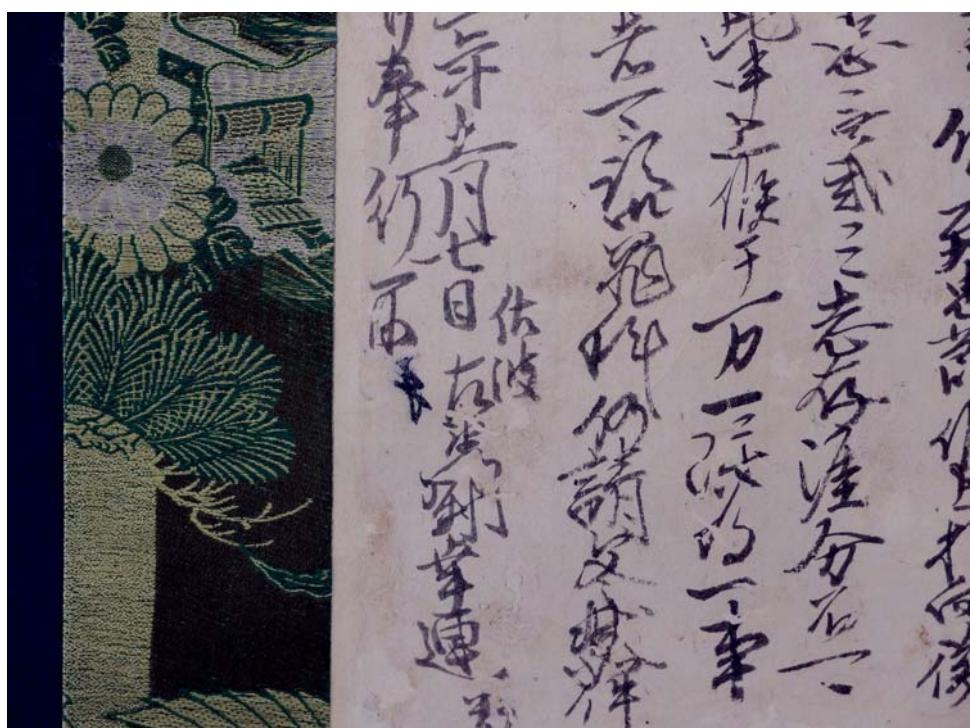
(1) 応永22年11月6日「信濃守為忠請文案」



(2) 応永22年11月7日「佐波幸連請文案」



(3) 「信濃守為忠請文案」の裏花押



(4) 「佐波幸連請文案」の裏花押